

告 示

埼玉県告示第八百一十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六―二八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市永沼字向通二〇二四番九 外 二十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三十二・五四立方メートル